

自主防災組織の取組事例集・動画作成業務に係る 企画提案公募要領

大阪府では、自主防災組織のリーダー等の地域での活動(研修等)を支援することや広報・啓発により自主防災組織の活性化を図ることを目的に「自主防災組織の取組事例集・動画作成業務」を実施します。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

自主防災組織の取組事例集・動画作成業務

(1) 業務の趣旨・目的

自主防災組織のリーダー等が地域で活動(研修等)を行うにあたり、他団体等の好事例等をまとめた「事例集」を作成することで、負担が大きく、なり手が不足しているリーダーの活動等に係る支援等を行います。

また、自主防災組織の活動への参加や加入促進に資する「動画」を作成し、当該組織の活性化等に繋がります。

(2) 業務概要

本業務は、自主防災組織の取組「事例集」を作成するとともに、自主防災組織の活動への参加や加入促進に資する「動画」を作成するものです。

また「事例集」を活用して研修等を実施するための手法やノウハウ、「動画」を活用し、広報・啓発する手法をまとめた「活用手引き」を作成するものです。詳細は仕様書を参照してください。

(3) 委託上限額

2,000,000円(税込)

2 スケジュール

令和5年6月19日(月)	公募開始
令和5年6月28日(水)	説明会開催
令和5年7月5日(水)	質問受付締切
令和5年7月19日(水)	提案書類提出締切
令和5年8月2日(水)	選定委員会(予定)
令和5年8月下旬頃	契約締結・事業開始
令和6年1月10日(水)	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

(平成14年法律第101号) 第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

- (9) 受付期間最終日(令和5年7月19日)までに令和4・5・6年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「各種施策研究・調査 種目コード185」に登録されている者であること。

なお、その登録をされていない者であって、この案件に参加を希望する者は、次により登録を申請することができる。

ア 登録に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先

〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目

(TEL (06)6944-6644)

大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ

イ 資格に関する文書入手するための手段及び申請の方法

(7) 資格に関する文書については、大阪府電子調達システム

(<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/> 以下「システム」という。)

に掲載する。申請の方法については、システムにおいて必要な事項を入力し、送信する。

(4) 添付書類は、郵送し、又は持参する。

ウ 申請期限

令和5年7月11日(火)午後4時

なお、添付書類は、同日午後4時までに必着とする。

エ その他

詳細は、システムの説明による。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和5年6月19日(月)から令和5年7月19日(水)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

大阪府危機管理室防災企画課地域支援グループ

住 所：大阪府中央区大手前3丁目1番43号 大阪府庁新別館北館3階

電話番号：06-6944-9128

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府危機管理室防災企画課ホームページ(https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal_hp/jirei.html)からダウンロードできます。

(郵送による配布は行いません。)

エ 受付期間

令和5年6月19日（月）から令和5年7月19日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）※必要に応じて説明資料等を添付してください。

ウ 応募金額提案書（様式3）

エ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式4）

② 共同企業体協定書（写し）（様式5）

③ 委任状（様式6）

④使用印鑑届（様式7）

オ 誓約書（参加資格関係）（様式8）

カ 障害者雇用状況報告書の写し

① 常時雇用労働者数が43.5人以上の事業所の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が43.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
- ・報告義務のある方のみ提出してください。

② 常時雇用労働者数が43.5人未満の事業所の場合

- ・「障がい者の雇用状況について」（様式9）

(3) 応募書類の部数

①正本1部

- ・(2)に記載する書類全てを提出してください。

②副本8部

- ・(2)に記載する書類のうち、イ～ウ及びカの書類を提出してください。
- ・副本には記名、押印をしないでください。法人名等が印刷された用紙等を使う場合、マスキングの処理を行ってください。

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類はモノクロ（白黒）としますが、様式2に添付する書類はカラーでも構いません。
- ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。
- エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
 <記入例>「自主防災組織の取組事例集・動画作成業務」提案書
 株式会社〇〇（法人名）
 ※副本分については、応募者名をふせる必要があるため、記入は不要です。
- オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和5年6月28日（水） 午後2時から3時まで

(2) 開催場所（地図参照）

大阪府庁新別館北館1階災害対策本部会議室

（住所：大阪府中央区大手前3丁目1番43号）

<最寄り駅>

Osaka Metro 谷町線・中央線谷町四丁目駅1A番附近から徒歩約2分

<駅からの来庁方法>

谷町四丁目駅1A番出口を通りこし、そのまま約20メートル進むと、左側に新別館北館のエレベーターがあります。また、正面エスカレーターで地下1階までいくと、左側に同北館出入口があります。（右側は新別館南館の出入口となるので、ご注意ください。）

<その他>

駐車場は用意していません。

<地図>



(3) 申込方法

- ・ 参加事業者名、参加者職氏名、連絡先、参加人数を電子メールでお申し込みください（宛先：kikikanri-16@gbox.pref.osaka.lg.jp）
- ・ 「件名」の始めに「【自主防災組織の取組事例集・動画作成業務説明会申込】」と明記してください。
- ・ 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。（電話：06-6944-9128）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）
- ・ メール本文に参加事業者名、参加者職氏名、連絡先、参加人数を記入してください。
- ・ 参加者は各事業者2名までとさせていただきます。また、参加希望者多数となった場合は、開催時間を変更させていただくことがありますことを予めご了承ください。

※口頭又は電話による申し込みは受け付けません。

(4) 説明会への申込期限

令和5年6月27日（火） 正午まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和5年7月5日（水） 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：kikikanri-16@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 「件名」の始めに「【質問：自主防災組織の取組事例集・動画作成業務<企業名>】」と明記してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。（電話：06-6944-9128）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

ウ 質問への回答は、随時大阪府危機管理室防災企画課ホームページ
（https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal_hp/jirei.html）に掲示することとし、最終の回答は令和5年7月12日（水）を目処に実施します。なお、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中50点以下の場合は採択しません。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
業務の趣旨 目的の理解度	・業務の趣旨・目的を理解した提案内容となっているか。	10点
事例集	・項目（目次）は、仕様書6(1)①に定める平時の主な活動内容の項目が含まれており、府内の地域特性に応じた様々な課題を解決できる提案内容となっているか。	10点
	・掲載予定事例の収集手法及びサンプル（一例）は、自主防災組織のリーダー等が地域で活動（人材育成研修等）を行うにあたり適した提案内容となっているか。	10点
	・事例集のデザインは、取組事例のメリットや特徴が伝わりやすいよう工夫された提案内容となっているか。	10点
動画	・動画内容のサンプル（一例）は、自主防災組織の様々な活動に気軽に参加できることや、社会的意義の認知度、理解度向上を図るなど、参加や加入促進に適した内容及び適切な動画時間の長さ（CHAPTERを分割する場合はCHAPTERごとの長さ）が提案されているか。	15点
	・動画のデザインは、ナレーション、テロップ等の手法を加える等、訴求力、表現力を高める提案内容となっているか。	15点
活用手引き	・自主防災組織のリーダーが事例集を活用して各地域において研修等を実施するための手法やノウハウ、また、動画を利用して広報・啓発する手法（一例）は効果的であるか。	10点
事業実施 スケジュール 等	・事業実施に係る運営体制及び配置人員等が示され、（支障なく）無理なく実施できるスケジュールになっているか。	8点
障がい者雇用	・常用労働者43.5人以上の場合法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか。 ・常用雇用労働者43.5人未満の場合障がい者を1人以上雇用しているか。	2点
価格点	価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府危機管理室防災企画課ホームページ (https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal_hp/jirei.html) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関

する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
 - ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を遵守して下さい。